

船舶事故調査報告書

令和7年12月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚（定置網）
発生日時	令和6年6月16日 10時14分頃
発生場所	宮城県 ^{わたり} 亶理町荒浜漁港北方沖 荒浜港南導流堤仮設灯台から真方位005° 2.5海里付近 （概位 北緯38° 04.6′ 東経140° 55.9′）
事故の概要	プレジャーボート ^{いっばつごうかく} 一発合格くん〔I〕 ^{ワン} は、航行中、定置網に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年7月4日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 一発合格くん〔I〕、5トン未満（長さ4.59m）
船舶番号、船舶所有者等	235-28766宮城、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラ翼に欠損、プロペラ軸に曲損 定置網 垣網及び垣網のロープに切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、宮城県名取市^{ゆりあげ}閑上漁港において船体の整備を行う目的で、亶理町荒浜漁港内のマリーナを出航した。</p> <p>船長は、操舵室の右舷側にある操縦席の椅子に座り、目視による見張りを行うとともに、GPSプロッターを作動させ、本船を約5ノットの対地速力で手動操舵により北進させていた。</p> <p>船長は、右舷船首方約800mに竹竿^{さお}の先端に黒色の旗を掲げたボンデン旗（浮玉に竿、旗等を取り付けた浮標）が南北方向に設置されているのを視認した。</p> <p>船長は、ボンデン旗が何を意図するのか分からないまま、同じ針路及び速力を保持していたところ、突然プロペラに衝撃を感じた。</p> <p>船長は、すぐに主機のクラッチを中立にして周囲を確認したところ、本船が荒浜漁港北方沖の小型定置網（以下「本件定置網」という。）に乗り揚げたことに気付いた。</p> <p>（図1 参照）</p>



図1 事故発生経過概略図

(海上保安庁ウェブサイトの「海洋状況表示システム」^{*1}を利用)

船長は、本船を前後進させて本件定置網から脱出させようとしたものの、プロペラ翼に本件定置網のロープ及び網が絡んで主機に負荷が掛かり停止してしまっただので、航行不能と判断して本事故の発生を海上保安庁に通報した。

本件定置網の所有者は、付近で他の定置網の清掃作業を行っていたところ、本船が本件定置網付近で停船していることに気付いて不審に思い、本件定置網に駆けつけた。

本船は、本件定置網の所有者により、プロペラ翼から本件定置網のロープ及び網を切断するなどの作業が行われた後、海上保安庁からの連絡を受けて来援した公益社団法人日本水難救済会の所属船により、閑上漁港にえい航された。

本件定置網には敷設場所の東側の南北方向にポンデン旗が計3か所設置されていた。

^{*1} 「海洋状況表示システム」とは、海洋関係機関が収集・保有している海洋情報を集約し、衛星情報や海上気象の情報などを地図上で重ね合わせて表示させる海上保安庁によるインターネットサービスをいう。

	<p>本船には、レーダーが装備されておらず、また、GPSプロッターには、共同漁業権の範囲及び本件定置網を含む小型定置網の敷設情報が入力されていなかった。</p> <p>船長は、プレジャーボートを操船するのが約13年ぶりであり、航行予定海域の定置網の敷設状況を海上保安庁ウェブサイトの「海洋状況表示システム」などで事前に確認していなかった。</p>
分析	<p>本船は、荒浜漁港北方沖を北進中、船長が、航行予定海域の定置網の敷設状況を海洋状況表示システムで事前に調査するなど、水路調査を行っていなかったことから、本件定置網が敷設されていることを知らず、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、右舷船首方に本件定置網の敷設場所を示すボンデン旗を視認していたものの、ボンデン旗の設置理由を理解していなかったことから、ボンデン旗付近から離れずに本船を航行させたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、荒浜漁港北方沖を北進中、船長が、航行予定海域の定置網の敷設状況を事前に調査するなど、水路調査を行っておらず、また、視認したボンデン旗の設置理由を理解していなかったため、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、定置網が設置されている海域を航行する際、航行予定海域の定置網の敷設情報について、海洋状況表示システムや現地の漁業協同組合で確認するなどして事前に調査しておくとともに、最新の定置網の敷設状況をGPSプロッターに入力しておくこと。 ・ 船長は、海上にボンデン旗が設置されている場合、付近に定置網、養殖施設等が敷設されている可能性があるため、航行する際は同施設等から十分に離して操船すること。